幼稚園預かり保育

教育委員会
教育総務課
48-3138

大玉村立幼稚園に入園した園児で、共働きなど家庭での保育が困難な幼稚園児及び家庭の事情で保育が困難と認められる幼稚園児について、幼稚園の教育時間以外の時間帯の保育を行います。

預かり保育実施幼稚園の名称・定員等

名称　大玉村立玉井幼稚園

［郵便番号］969-1302
［住　　所］大玉村玉井字大壇47-1
［電話番号］0243-48-3490
［FAX番号］0243-48-3490
［定　　員］70名

名称　大玉村立大山幼稚園

［郵便番号］969-1301
［住　　所］大玉村大山字谷地1
［電話番号］0243-48-3162
［FAX番号］0243-48-3162
［定　　員］70名

保育時間

保　育　日	保育時間
月曜日から金曜日	①午前7時～幼稚園始業時
	②幼稚園終業時～午後7時
土曜日及び学校長期休業日（春・夏・冬休み）	午前7時～午後7時
幼稚園の代休及び臨時休業日	午前7時～午後7時

○預かり保育を行わない日
- 日曜日及び国民の祝日
- 年末年始（12月29日～1月3日）

昼食・おやつ等

幼稚園の休業日等はお弁当を持参してください。
おやつは、保育料の中に含まれております。

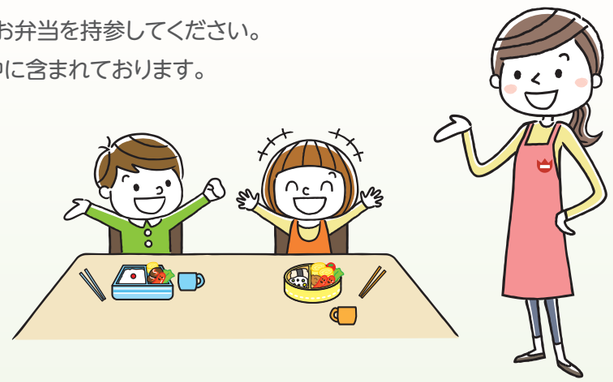

預かり保育料

預かり時間区分		保　育　料		
		午前7時から 午前8時のみ	午前7時から 午後6時30分	午前7時から 午後7時
通常預かり保育料	日額	200円	450円	450円
臨時預かり保育料	日額	200円	500円	600円

※令和元年10月1日より始まった幼児教育・保育無償化に伴い、預かり保育利用料（利用日数により、月毎に算定する額）を給付するので、実質無料となります。
ただし、保育の必要性の認定を受けた世帯が無償化の対象となります。
※保育の必要性の認定を受けることができなかった世帯、預かり保育を臨時的に利用する方につきましては、無償化の対象外となります。

預かり保育料の免除（保育の必要性の認定対象外の方、臨時預かり保育利用者が対象）

- 第3子以降の園児の預かり保育料（ただし、次の要件を満たす場合）
  ※通園する年の1月1日現在において、保護者が大玉村に住所を有していること。
  ※18歳未満のきょうだいが3人以上であること。

預かり保育申込み
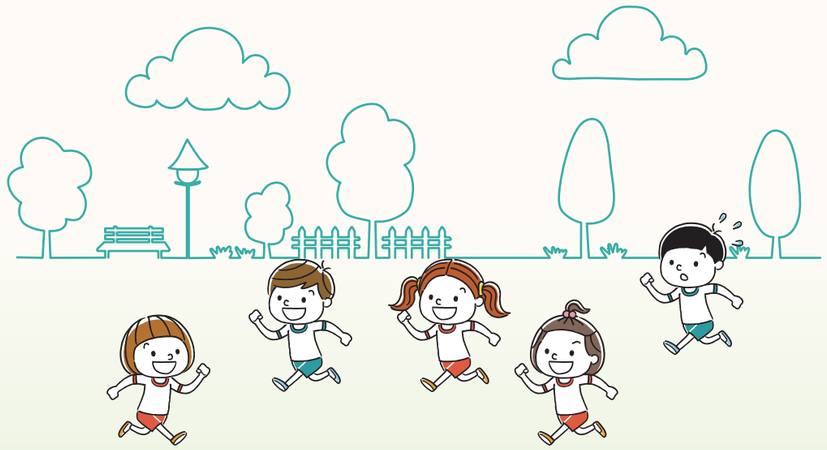
預かり保育の基準に該当する場合、預かり保育申込書に必要事項を記入の上、教育委員会にご提出いただくようになります。（申込書等は村のホームページからもダウンロードできます。）
なお、転入等による年度途中の申込みは、随時行っております。